

○金融庁告示第 号
厚生労働省

労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令（平成二十六年内閣府令第 号）
厚生労働省 附則第二条第二項

の規定に基づき金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第七号）第八条第三項第三号に掲げるものとし、銀行法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第 号）の施行の日（平成二十六年十二月一日）から適用する。

平成二十六年 月 日

金融庁長官 細溝 清史

厚生労働大臣 塩崎 恭久